

(公 印 省 略)

薬第330-62号

令和7年9月8日

( 公 社 ) 群 馬 県 医 師 会 長  
各 郡 市 医 師 会 長  
( 公 社 ) 群 馬 県 歯 科 医 師 会 長  
( 一 社 ) 群 馬 県 病 院 協 会 長  
( 公 社 ) 群 馬 県 看 護 協 会 長  
( 公 社 ) 群 馬 県 薬 剤 師 会 長  
( 一 社 ) 群 馬 県 病 院 薬 剤 師 会 長  
( 一 社 ) 群 馬 県 登 録 販 売 者 協 会 長  
( 一 社 ) 日 本 チェーン ドラッグ ストア 協 会 群 馬 県 支 部 長  
( 一 社 ) 群 馬 県 医 薬 品 配 置 協 会 長  
群 馬 県 医 薬 品 卸 協 同 組 合 代 表 理 事

様

群馬県健康福祉部薬務課長 赤上 直人

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

薬務行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の件について、別添のとおり令和7年8月28日付け医薬安発0828第4号で、厚生労働省医薬局医薬安全対策課長から通知がありましたので、御了知の上、貴会々員に周知くださいますようお願いいたします。

担当 薬事・血液係

電話 027-226-2663

医薬安発 0828 第 4 号  
令和 7 年 8 月 28 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月 26 日付け薬生安発 0326 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「患者からの医薬品副作用報告について」によりお知らせしたとおり、平成 31 年 3 月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しております。

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集し、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様に認知していただく必要があることから、別添のとおり、PMDAにおいて広報資料を作成し、その周知に努めているところです。

つきましては、貴職においてご了知の上、当該広報資料について貴管下関係機関及び関係事業者に周知し、広報にご協力いただくとともに、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」等の機会において、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載いただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

また、PMDAにおいては、下記のとおり広報資料を無料で配布しており、PMDAのウェブサイトからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

なお、患者からの医薬品副作用報告は、医薬品副作用被害救済制度における請求とは異なります。救済制度での医療費等の請求については別の手続きが必要となる点にご留意願います。

## 記

### 広報資料

- (1) 医薬関係者向けリーフレット (A 4)
- (2) 一般の方向けポスター (施設掲示用) (A 3)
- (3) 一般の方向けハンドブック (A 5)
- (4) お薬手帳用シール
- (5) 広報誌用の媒体

### < (1) ~ (4) の入手方法 >

- ① PMDA からの紙媒体の配布：Eメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp) 宛て) にて必要部数と送付先をご連絡ください。

※迷惑メール防止対策をしているため、送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。(以下同様。)

- ② PMDA ウェブサイトからの電子媒体のダウンロード

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0030.html>

### < (5) の入手方法 >

別添にて広告例 (原稿) をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、PMDA まで Eメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp) 宛て) にてご連絡ください。

#### (本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

安全性情報・企画管理部 患者副作用報告係

Eメール：[kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)

(患者からの医薬品副作用報告のウェブサイト)

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0024.html>

#### (本件通知担当者)

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

南 (内線 2752)、松川 (内線 2753)、杉澤 (内線 2744)

(代表電話) 03-5253-1111

『くすりの副作用かな?』と思ったら、  
**PMDA** にご報告ください



# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



※「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は [医薬品副作用被害救済制度](#) [検索](#) からご確認ください。



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



『くすりの副作用かな?』と思ったら、  
**PMDA** にご報告ください



# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



『くすりの副作用かな?』  
と思ったら、**PMDA** にご報告ください



# 患者副作用報告

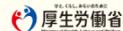
詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



『くすりの副作用かな?』  
と思ったら、  
**PMDA**  
にご報告ください



# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency



『くすりの副作用かな?』と思ったら、  
**PMDA** にご報告ください



# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



※「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。  
詳細は [医薬品副作用被害救済制度](#) からご確認ください。

**PMDA** 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな?』と思ったら、  
**PMDA** にご報告ください



# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



**PMDA** 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな?』  
と思ったら、**PMDA** にご報告ください

詳細は

患者副作用報告

検索



# 患者副作用報告

**PMDA** 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな?』  
と思ったら、  
**PMDA**  
にご報告ください



# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



**PMDA** 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare